

議発第8号

議会だより編集特別委員会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び掛川市議会会議規則（平成17年掛川市議会規則第1号）第14条第1項の規定により、裏面のとおり議案を提出する。

令和5年5月16日提出

提出者

掛川市議会議員

| | | |
|-------|-------|------|
| 松本均 | 安田彰 | 橋本勝弘 |
| 石川紀子 | 鷺山記世 | 高橋篤仁 |
| 大井正 | 山田浩司 | 藤原正光 |
| 富田まゆみ | 勝川志保子 | 松浦昌巳 |
| 嶺岡慎悟 | 藤澤恭子 | 鈴木久裕 |
| 寺田幸弘 | 山本裕三 | 窪野愛子 |
| 山本行男 | 草賀章吉 | 二村禮一 |

議会だより編集特別委員会の設置

1 設置

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第4項及び掛川市議会委員会条例（平成17年掛川市条例第208号）第6条第1項の規定により、掛川市議会に議会だより編集特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 所管事項

委員会の所管事項は、かけがわ市議会だよりの編集及び発行に関することとする。

3 定数

特別委員の定数は、6人とする。

4 設置期限等

委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、調査終了まで継続するものとする。